

姫路市保育施設等利用調整基準表（令和9年4月入所以以降適用）

【利用調整の手順、取扱いについて】

- 1 父母各々の「基礎指数」と該当する「加算指数」の合計指数（以下「入所指数」という。）の高い児童から優先順位を決定します。また、入所指数が同じ場合は、「入所指数が同じ場合の優先指数」等を適用し、優先順位を決定します。
- 2 父母各々について、保育の必要な事由が複数該当する場合は、各々の基礎指数の最も高い事由を採用します。
- 3 ひとり親世帯については、当該ひとり親の指数に10を加えた指数を基礎指数とします。
- 4 父母がいない場合は、保育に携わる者について算出した指数を合算した数を基礎指数とします。また、保育に携わる者が一人の場合は、当該保育に携わる者の指数に10を加えた指数を基礎指数とします。
- 5 基礎指数にある就労時間数には休憩時間を含めません。
- 6 同一の認可保育施設を希望する異なるきょうだい世帯で競合し、いずれか一方を優先しなければ利用調整できない場合等は、総合的に判断し、優先順位を決定します。

○基礎指数

保護者の状況			基礎指数
類型	細目		
就労	月140時間程度以上の就労		10
	月120時間程度以上の就労		9
	月64時間程度以上の就労		8
	月48時間程度以上の就労		7
求職活動	月48時間に満たない就労の中での求職活動		5
	その他の求職活動		4
就学等	通学（学校・職業訓練学校等）	月140時間程度以上の就学	10
		月120時間程度以上の就学	9
		月64時間程度以上の就学	8
		月48時間程度以上の就学	7
	在宅（通信教育等・資格取得）	通信教育等	5
		その他資格取得	4
疾病	入院		14
	自宅	常時安静（妊娠に伴うものを除く。）	10
		その他家庭での保育が困難である場合	7
障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A 所持者		10
	身体障害者手帳3級、療育手帳B1 所持者		8
看護・介護	祖父母等の看護・介護	月140時間程度以上の看護・介護	10
		月120時間程度以上の看護・介護	9
		月64時間程度以上の看護・介護	8
		月48時間程度以上の看護・介護	7
妊娠・出産	出産の前後2か月		7
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合		11
虐待・DV	保育の必要性及び緊急度が高いと認められる場合		※
	保育の必要性が高いと認められる場合		※
上記に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合			上記とのバランスに配慮した上で実際の事案ごとに判断

「※」については、当該児童の世帯・状況に応じて判断します。

○加算指数

事由	加算指数
父又は母が保育士又は保育教諭の資格を有し、かつ、市内の認可保育所又は認定こども園（主たる勤務先に限る）において月48時間程度以上の就労をしている又は就労予定である場合	5
両親が不存在の世帯	5
ひとり親世帯	4
生活保護世帯	2
産後又は育児に係る休業又は休暇の終了に当たり職場復帰する場合（入所希望月が4月で、育児に係る休業又は休暇による職場復帰予定月が入所希望月の前年の10月から3月までの間である場合を含む。）。ただし、父及び母ともに該当する場合は、重複して加算をしないものとする。	1
申込児の兄弟姉妹が、入所申込みの締切日において、利用調整の対象となる月に市内認可保育施設を保育利用（2号又は3号認定での利用に限る。）することが確認できる場合	1
希望する市内認可保育施設等に入所できない場合に、育児休業の延長も許容できるため利用調整の優先順位の低下を容認する旨を事前に申し出ているとき。	-10
上記に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合	上記とのバランスに配慮した上で実際の事案ごとに判断

1 入所指数が同じ場合の優先指数

事由	指数
姫路市民である（転入予定者を含む。）。	+ 3
申込児が障害児である。	+ 2
申込児の兄弟姉妹が同時に又は既に申込みをしている（2号又は3号認定での申込みに限る。）。	+ 2
保護者である父又は母が単身赴任をしている。	+ 2
申込児が認可外保育施設等を利用している（一時預かりを除く。）。	+ 1
年度途中における転園（転居に伴うものや、兄弟姉妹が別々の施設を利用中のため、同一の施設への転園を希望するなど、客観的事実がある場合を除く。）の申込みである。	- 1
正当な理由なく入所内定後に辞退するなど、利用調整に支障を来す行為があった。	- 1

2 上記による優先指数が同点となった場合の優先指数

次の表に掲げる事由のうち、より上位にあるものに該当する者を優先する。

事由
当該認可保育施設の希望順位が高い。
子どもの人数が3人以上である。
申込児の兄弟姉妹に障害児（保育を必要とする事由に係る障害児を除く。）がいる。
小学生以下の子どもの人数が多い。
利用保留期間が長い。
保護者である父母の合計就労時間が長い（基礎指数を就労により算定した場合に限る。）。
利用調整の対象となる月に係る保育料の算定基礎となる世帯の市民税額（所得割額）が低い。